

平成25年6月12日

株 主 各 位

札幌市中央区北二条西九丁目1番地
株式会社ジーンテクノサイエンス
代表取締役社長 河 南 雅 成

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北二条西七丁目
道民活動センタービル（かでの2・7）7階 710会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第13期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <http://www.g-gts.com>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、昨年の秋頃までは、震災復興需要等を背景に緩やかな回復をみせたものの、欧州債務危機、新興国の景気減速等による世界経済の不確実性、近隣国との関係悪化など、依然として不透明な状態が続きました。しかし、昨年12月の政権交代以降は安倍晋三内閣の経済政策「アベノミクス」効果への期待感から円安・株高基調に転じるとともに、企業収益や消費動向にも改善の兆しが見られ、次第に景気の本格回復への期待感とそれを実現するための論議が高まってまいりました。

一方、当社が業を営む医薬品業界を概観すると、iPS細胞の研究に対して京都大学山中教授がノーベル賞を受賞した影響もあり、今後の成長戦略分野として期待感が高まっております。また一方で、年々増加する国民医療費を如何に抑制するかなどの課題について検討が急がれております。このため、ジェネリック医薬品を普及させるための一段の取組みが必要と思われませんが、参入障壁が低い従来型のジェネリック医薬品の普及促進だけでは効果が低いことから、当社では、高度医療に用いられるバイオ医薬品のジェネリック（バイオ後続品）を手掛け、その一翼を担っていきたいと考えております。その第一弾として、平成24年11月21日には、当社が共同開発を進めてきたバイオ後続品G-CSFが製造販売承認を取得いたしました。

このような状況の下、当社は、バイオ後続品事業において、G-CSFの承認審査に対応するための各種試験の実施に注力し、併せて他の開発品についてもアライアンス活動を進めてまいりました。当事業年度は、G-CSFの研究開発段階における原薬供給が終了して承認待ちの状態にあり、G-CSF関連の売上は前年同期に比べて減少しましたが、役務収益などの計上もあり、バイオ後続品事業の売上高は60,534千円（前年同期比70.8%減）となりました。

また、バイオ新薬事業におきましては、シーズの価値を高めるための研究に注力してまいりましたが、売上高の計上はありませんでした（前年同期の売上高は

35千円)。

これらの結果、売上高は60,534千円(前年同期比70.8%減)、営業損失は358,097千円(前年同期は316,354千円の営業損失)、経常損失は373,657千円(前年同期は317,602千円の経常損失)、当期純損失は377,047千円(前年同期は320,992千円の当期純損失)となりました。

## (2) 資金調達の状況

当社は、当事業年度において、公募増資により640,320千円、第三者割当増資により283,380千円の資金調達を行いました。

## (3) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分               | 第 10 期     | 第 11 期     | 第 12 期     | 第 13 期<br>(当事業年度) |
|-------------------|------------|------------|------------|-------------------|
| 売 上 高(千円)         | 92,678     | 109,280    | 207,124    | 60,534            |
| 経 常 損 失 (△)(千円)   | △142,541   | △274,877   | △317,602   | △373,657          |
| 当 期 純 損 失 (△)(千円) | △143,121   | △277,646   | △320,992   | △377,047          |
| 1株当たり当期純損失(△)(円)  | △18,794.67 | △27,461.43 | △26,810.15 | △238.20           |
| 総 資 産(千円)         | 162,042    | 431,086    | 508,070    | 922,429           |
| 純 資 産(千円)         | 84,155     | 314,408    | 341,355    | 888,008           |
| 1株当たり純資産額(円)      | 11,051.22  | 28,579.95  | 26,392.14  | 426.70            |

(注) 1. 1株当たり当期純損失は期中平均株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、平成24年8月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① バイオ新薬の開発

バイオ新薬事業では、ライセンスアウト先が望むデータを揃え、ネットワークやビジネスチャンスを最大限に活用して、早期にライセンスアウトを実現させることが重要であると考えております。

なお、パイプライン拡充のための具体的な取組み等は、以下のとおりであります。

##### イ 抗 $\alpha$ 9インテグリン抗体（開発番号：GND-001、対象疾患領域：免疫疾患、がん）への取組み

本開発品については、既に科研製薬㈱へライセンスアウトしておりますが、当社は引き続き同社との共同研究を進めながら、商業化に向けた大量生産の製法開発や対象とする疾患を絞り込むための研究を進め、2013年度中には産生細胞の樹立の目途をつけることを目標にしております。

一方、同社は国内外の開発権を有しておりますので、海外でグローバル展開を加速するためには欧米の製薬企業との提携についても積極的に検討する必要があります。よって、当社は同社を支援し、早期に海外展開できる提携先を確保したいと考えております。

##### ロ 低分子ヘパリン・トリエタノールアミン（開発番号：GND-006、対象疾患領域：循環系疾患）への取組み

ヘパリンは、抗凝固作用を有することから、抗血栓薬として用いられており、巨大マーケットを形成しております。動物実験において局所的抗血栓剤としての効果は確認済みですので、その薬効データを客観的に訴求するために引用論文も作成してまいります。

ライセンスアウトの推進については、既存のヘパリン製剤とは異なる投与経路による差別化を強調できる提案資料などを準備し、日米欧の製薬企業へのライセンスアウト交渉を開始いたします。

##### ② バイオ後続品のパイプライン拡充

バイオ後続品については、ブロックバスターのバイオ医薬品が増加するとともに特許期間の満了を順次迎えることから、大きな市場が見込まれております。当社は、G-CSFの開発において培った経験とノウハウをさらに発展させることで、バイオ後続品のさらなる拡充が可能であると考えております。新規バイオ後続品の拡充に取り組むことは、当社が継続的に企業価値を高めていくために

重要であることから、目的が合致する製薬企業と早期に提携関係を構築し、経営資源を集中して効率的な開発を心掛けてまいります。今後は、バイオ後続品市場も競争の激化が見込まれることから、コスト及び製品競争力などを鑑みて、開発品目を選定していくことも重要であると考えております。

なお、パイプライン拡充のための具体的な取組み等は、以下のとおりであります。

#### イ G-CSF（開発番号：GBS-001、対象疾患領域：がん）への取組み

当社は、世界で通用するG-CSFのバイオ後続品を開発いたしましたので、米国などの市場においてビジネスチャンスがあると考えております。平成24年11月の国内での承認をもって、世界的大手製薬企業やジェネリック企業への導出交渉を行い、2013年度中の契約締結を目標にしております。

#### ロ バイオベターへの取組み

当社が開発、製造するG-CSF原薬は、G-CSFを修飾することで投与回数を少なくするなど、高付加価値を付与したバイオベターの原料としての活用が考えられます。

そこで、G-CSFのバイオベターであるPEG-G-CSF（開発番号：GBS-010）を当社の最重要開発品に位置付け、米国での早期承認を目指して積極的な開発を進めてまいります。

#### ハ 製品の競争優位性の確保

バイオ後続品は、原薬の品質とコストが重要課題になりますが、製品の使い勝手（ユーザビリティ）が市場優位性を左右いたします。そこで、当社では、原薬製造の供給体制及びコストに関わる製造委託先との製法開発に注力し、さらに、製剤においても医療現場や患者の使い勝手に優れた製品を目指し、デバイス企業などと共同研究開発体制を築き取り組んでまいります。

#### ニ バイオ後続品の選定

バイオ後続品の開発は、売上上位のブロックバスターが注目されますが、当然ながら競合先も多くなります。そこで、ブロックバスターではあるがそれほど注目されていないバイオ医薬品もあることから、このような競争原理が働きにくいニッチ的なバイオ医薬品を選定し、それらのバイオ後続品についても積極的に開発していく所存であります。

### ③ 提携による事業推進とバリューチェーンの構築

当社は、成長著しいバイオ医薬品の開発に注力し、がん領域や自己免疫疾患など治療薬がない疾患を対象とするバイオ新薬の開発に取り組んでまいります。しかしながら、当社の経営資源には限りがあることから、経営資源を補完し得る企業と提携して事業推進を図る必要があります。

一方、バイオ後続品の開発において、当社は韓国企業をはじめとする提携先のネットワーク網が充実しており、製造委託先についても、密接な人的交流により、ネットワークの形成と充実を図っております。また、世界的大手製薬企業がバイオ後続品にも取り組み始めておりますので、差別化できる製剤などの提案を行い、世界的大手製薬企業とのアライアンスを締結していく必要があります。さらに、バイオ後続品を中心にネットワークの構築を鋭意進めており、各バイオ後続品の開発を具体化させるべく、対外的交渉を積極的に進めております。今後、これらのバイオ後続品を開発するために必要な契約などを整備し、開発の具体化と加速を図ってまいります。

以上のように、当社はバイオ新薬及びバイオ後続品の両面において積極的に対外的交渉を実施し、提携による事業推進とバリューチェーンの構築を図ってまいります。

### ④ ネットワークの強化

提携による事業推進とバリューチェーンの構築を円滑かつ迅速に進めるためには、社外とのネットワークをより積極的に構築し、情報集約力を高め、ネットワーク内の経営資源を有効に組み合わせることで最大のシナジーが得られるよう、当社がリーダーシップを発揮することが重要であると考えております。

また、ファブレス型のベンチャー企業であることの強みを活かし、ネットワーク内の経営資源を最適に組み合わせ、単独では解決することが難しい課題に対して迅速かつ積極的に提案し、課題解決を図ってまいります。

### ⑤ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社が円滑に社外ネットワークを構築していくためには、当社の社会的信用を維持・向上させていくことが重要であると認識しております。当社の取引先の多くは上場企業など社会的信用のある会社や公的研究機関であり、対等な取引関係を維持していくためには、当社にも相応の社会的信用が必要になります。

このような観点から、当社は小規模組織ではありますが、十分な信頼が得られるよう内部管理体制の強化を図ってまいります。また、コーポレート・ガバナンスを構築し、全てのステークホルダーのニーズに対して組織的かつ的確に対応できるよう、経営の透明性を高めてまいります。また、内部統制の強化についても、経営の効率化に留まらず、コンプライアンス体制を強化し、経営の健全化に努めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容

| 区 分     | 主 内 容                                                                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医薬品開発事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオ後続品の開発</li> <li>・ バイオ新薬の開発</li> <li>・ 医薬品開発における受託サービス業務</li> <li>・ 医薬品開発におけるコンサルティング業務</li> </ul> |

#### (6) 主要な事業所

| 名 称       | 所 在 地                              |
|-----------|------------------------------------|
| 本 社       | 札幌市中央区北二条西九丁目1番地                   |
| 東 京 事 務 所 | 東京都中央区                             |
| 大 阪 事 務 所 | 大阪市北区                              |
| 研 究 所     | 札幌市北区（北海道大学遺伝子病制御研究所病因研究部門分子免疫分野内） |

#### (7) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 8名      | －         | 47.0歳   | 4.9年        |

(注) 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役3名は含んでおりません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(注) 当社は、平成24年8月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行っており、これに伴い発行可能株式総数が増加しております。

(2) 発行済株式の総数 2,081,100株

(注) 当社は、平成24年8月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(3) 株主数 2,184名

(4) 大株主

| 株 主 名                | 当 社 へ の 出 資 状 況 |           |
|----------------------|-----------------|-----------|
|                      | 持 株 数           | 出 資 比 率   |
| 道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合   | 株<br>83,300     | %<br>4.00 |
| 松井証券株式会社             | 81,500          | 3.92      |
| 清藤 勉                 | 77,700          | 3.73      |
| ネオステラ1号投資事業有限責任組合    | 60,000          | 2.88      |
| 安田企業投資4号投資事業有限責任組合   | 55,600          | 2.67      |
| GMOクリック証券株式会社        | 50,100          | 2.41      |
| 日本証券金融株式会社           | 49,000          | 2.35      |
| 楽天証券株式会社             | 44,400          | 2.13      |
| マネックス証券株式会社          | 41,637          | 2.00      |
| 札幌元気テクノロジー投資事業有限責任組合 | 41,600          | 2.00      |

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                      | 第 1 回 新 株 予 約 権                |          |
|------------------------|----------------------|--------------------------------|----------|
| 発 行 決 議 日              |                      | 平成18年11月15日                    |          |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                      | 900個                           |          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    |                      | 普通株式                           | 90,000株  |
|                        |                      | (新株予約権 1 個につき                  | 100株)    |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                      | 無償                             |          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                      | 新株予約権 1 個当たり                   | 100,000円 |
|                        |                      | ( 1 株当たり                       | 1,000円)  |
| 権 利 行 使 期 間            |                      | 平成20年11月16日から<br>平成28年11月15日まで |          |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 条 件    |                      | (注) 1                          |          |
| 新 株 予 約 権 の 取 得 事 由    |                      | (注) 2                          |          |
| 役員等の保有状況               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く。) | 新株予約権の数                        | 450個     |
|                        |                      | 目的となる株式数                       | 45,000株  |
|                        |                      | 保有者数                           | 1名       |
|                        | 使 用 人 そ の 他          | 新株予約権の数                        | 450個     |
|                        |                      | 目的となる株式数                       | 45,000株  |
|                        |                      | 保有者数                           | 1名       |

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 当社は、新株予約権の取得事由が生じたときは、取締役会の決議により当該新株予約権を行使できるか否かを決定することができる。ただし、上記に関わらず、当該新株予約権は、当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転において、当社新株予約権者に当該新株予約権に代わる新株予約権を交付することが定められなかった場合は、会社法に定める新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日正午において行使できなくなる。
- (2) 新株予約権者は、1 個の新株予約権を分割して行使することはできない。

2. 当社は、次の事由が生じたときは、新株予約権を取締役会決議により無償で取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併に関する契約書、当社が分割会社となる吸収分割に関する契約書若しくは新設分割に関する計画書、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転に関する計画書が株主総会で承認されたとき
  - (2) 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失したとき
    - ① 当社の取締役又は監査役
    - ② 当社の使用人
    - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタント、その他当社と継続的な契約関係
  - (3) 新株予約権者に下記に該当する事由が発生したとき
    - ① 禁錮以上の刑に処せられた場合
    - ② 当社の事前の承認を得ず、当社と競合する業務に関わった場合
    - ③ 法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
    - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けた、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
    - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出した若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
    - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがあった場合
    - ⑦ 解散の決議が行われた場合
    - ⑧ 新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
3. 使用人その他が保有している新株予約権は、取締役在任中に付与されたものであります。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役

| 地  | 位       | 氏 | 名       | 担当及び重要な兼職の状況   |
|----|---------|---|---------|----------------|
| 代表 | 取締役社長   | 河 | 南 雅 成   |                |
| 取  | 締 役     | 上 | 野 昌 邦   | 管理部長           |
| 取  | 締 役     | 蒲 | 池 信 一   | 事業開発部長         |
| 取  | 締 役     | 三 | ツ 木 勝 俊 | 経営企画室長         |
| 取  | 締 役     | 児 | 玉 俊 太 郎 | 大和企業投資株式会社勤務   |
| 常  | 勤 監 査 役 | 長 | 谷 川 嘉 一 |                |
| 監  | 査 役     | 庄 | 司 正 史   | 公認会計士庄司正史事務所所長 |
| 監  | 査 役     | 森 | 正 人     | 森会計事務所所長       |

- (注) 1. 取締役児玉俊太郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役庄司正史及び監査役森正人の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 平成24年8月8日開催の臨時株主総会において、取締役児玉俊太郎氏は退任いたしました。
4. 監査役庄司正史及び監査役森正人の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 平成25年4月26日開催の臨時株主総会において、飯野智及び藤澤朋行の両氏が取締役に、林昭彦及び甚野章吾の両氏が監査役に選任され、平成25年5月1日付でそれぞれ就任いたしました。また、平成25年5月1日付で、取締役上野昌邦、監査役長谷川嘉一及び監査役庄司正史の各氏は辞任いたしました。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 | 分   | 人 | 数  | 報酬等の総額   |
|---|-----|---|----|----------|
| 取 | 締 役 |   | 4名 | 19,200千円 |
| 監 | 査 役 |   | 3名 | 9,450千円  |
| 合 | 計   |   | 7名 | 28,650千円 |

- (注) 1. 上記のうち、社外監査役に対する報酬等の総額は2名4,500千円であります。なお、社外取締役に対する報酬等はありません。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与を3名25,710千円支給しております。
3. 平成21年6月24日開催の第9回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額30,000千

円以内と決議しております。

4. 取締役児玉俊太郎氏は、無報酬の取締役であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役児玉俊太郎氏は、大和企業投資株式会社に使用人として勤務しております。同社が運営管理する投資ファンドが当社の株主となっております。
- ・ 監査役庄司正史氏は、公認会計士庄司正史事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役森正人氏は、森会計事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名       | 主 な 活 動 状 況                                             |
|-----------|-----------|---------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 児 玉 俊 太 郎 | 在任中の全ての取締役会に出席し、主に経営戦略面での発言を行っております。                    |
| 社 外 監 査 役 | 庄 司 正 史   | 当事業年度開催のほぼ全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に財務、会計及び内部統制面での発言を行っております。 |
|           | 森 正 人     | 当事業年度開催の全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に財務、会計及び内部統制面での発言を行っております。   |

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役児玉俊太郎氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12,500千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,300千円  |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月開催される取締役会には、原則として全ての役員が出席するものとし、各取締役は職務の執行状況について報告し、監査役は取締役の職務の執行状況を監督する。また、監査役による日常の業務監査によって、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監視する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び文書については、文書管理規程及び機密管理規程に従い適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制とする。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、リスク管理責任者並びにリスクへの対応手続を明確化することで、部署横断的なリスク管理体制を構築する。定期的にリスク管理に関する情報共有の場を設け、リスクを低減するための施策を講じるほか、実際にリスクが顕在化した場合には、リスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等についてリスク管理責任者が検討を行い、直ちにトップマネジメントその他の関係者に報告される体制とする。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念及び経営基本方針に基づき毎年策定される年度事業予算及び中期経営計画に従い、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行うものとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じて定期的に検証を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程において定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全

役員に配付される体制をとるものとする。

日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づいて権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行するものとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、コンプライアンス企業倫理規程を制定し、行動基準の周知を図るとともに、コンプライアンス規程を制定し、万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、速やかに監査役、顧問弁護士及びトップマネジメントに報告される体制を構築する。また、これらの実効性を高めるため、定期的に研修会を開催し、コンプライアンスに対する関心と知識の向上を図るものとする。同時に、内部通報制度を導入し、法令及び定款に違反する行為を早期に発見できる体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査を担当する経営企画室を監査役の職務を補助すべき部署とし、監査役の求めに応じて内部監査スタッフがその任に当たる。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。また、当該使用人の人事評価に際しては、監査役の意見を聴取するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。なお、当該報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ② 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ③ 内部監査部門の活動状況
- ④ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ⑤ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

- ⑥ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ⑦ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、内部監査人及び監査法人の三者による意見交換会を定期的を開催するものとする。また、監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する機会を与えられるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や安全に影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、顧問弁護士や所轄警察署等の外部専門機関と綿密に連携し、毅然とした態度で、組織的に対応することとする。

この基本方針を徹底するため、反社会的勢力に対応する主管部署を管理部とし、管理部が外部専門機関から随時情報を収集し、当該情報を一元管理するとともに、反社会的勢力対策規程及び関連マニュアル等を制定し、不当要求や働きかけに備えるものとする。

---

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 科 目              | 金 額        |
|-----------------|---------|------------------|------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |         | <b>負 債 の 部</b>   |            |
| 流 動 資 産         | 919,140 | 流 動 負 債          | 24,910     |
| 現金及び預金          | 887,428 | 未 払 金            | 10,669     |
| 受 取 手 形         | 9,620   | 未 払 費 用          | 3,575      |
| 売 掛 金           | 7,213   | 未 払 法 人 税 等      | 6,788      |
| 前 渡 金           | 5,229   | 前 受 金            | 2,100      |
| 前 払 費 用         | 1,039   | 預 り 金            | 1,777      |
| そ の 他           | 8,610   | 固 定 負 債          | 9,510      |
| 固 定 資 産         | 3,288   | 退 職 給 付 引 当 金    | 9,510      |
| 有 形 固 定 資 産     | 582     | 負 債 合 計          | 34,420     |
| 建 物             | 0       | <b>純 資 産 の 部</b> |            |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 582     | 株 主 資 本          | 888,008    |
| 無 形 固 定 資 産     | 323     | 資 本 金            | 1,239,895  |
| 商 標 権           | 323     | 資 本 剰 余 金        | 1,143,161  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 2,382   | 資 本 準 備 金        | 1,143,161  |
| 長 期 前 払 費 用     | 138     | 利 益 剰 余 金        | △1,495,048 |
| 差 入 保 証 金       | 2,244   | そ の 他 利 益 剰 余 金  | △1,495,048 |
| 資 産 合 計         | 922,429 | 繰 越 利 益 剰 余 金    | △1,495,048 |
|                 |         | 純 資 産 合 計        | 888,008    |
|                 |         | 負 債 純 資 産 合 計    | 922,429    |

# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金     | 額       |
|-------------------------|-------|---------|
| 売 上 高                   |       | 60,534  |
| 売 上 原 価                 |       | 15,093  |
| 売 上 総 利 益               |       | 45,440  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 403,538 |
| 営 業 損 失                 |       | 358,097 |
| 営 業 外 収 益               |       |         |
| 受 取 利 息                 | 75    |         |
| 講 演 料 収 入               | 140   |         |
| 受 取 返 戻 金               | 627   |         |
| 雑 収 入                   | 52    | 895     |
| 営 業 外 費 用               |       |         |
| 株 式 交 付 費               | 6,974 |         |
| 株 式 公 開 費 用             | 9,469 |         |
| 為 替 差 損                 | 12    | 16,456  |
| 経 常 損 失                 |       | 373,657 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |       | 373,657 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |       | 3,390   |
| 当 期 純 損 失               |       | 377,047 |

# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本   |           |            |              |                                         |              | 株主資本計<br>合 | 純 資 産 計 |
|---------------|-----------|-----------|------------|--------------|-----------------------------------------|--------------|------------|---------|
|               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |            |              | 利 益 剰 余 金                               |              |            |         |
|               |           | 資 準<br>備  | 本 金<br>剰 余 | 資 剰 余<br>合 計 | そ の 他 利 益 金<br>剰 余 剰 余 剰 余<br>繰 越 利 益 金 | 利 剰 余<br>合 計 |            |         |
| 当 期 首 残 高     | 778,045   | 681,311   | 681,311    | △1,118,000   | △1,118,000                              | 341,355      | 341,355    |         |
| 当 期 変 動 額     |           |           |            |              |                                         |              |            |         |
| 新 株 の 発 行     | 461,850   | 461,850   | 461,850    |              |                                         | 923,700      | 923,700    |         |
| 当 期 純 損 失     |           |           |            | △377,047     | △377,047                                | △377,047     | △377,047   |         |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 461,850   | 461,850   | 461,850    | △377,047     | △377,047                                | 546,652      | 546,652    |         |
| 当 期 末 残 高     | 1,239,895 | 1,143,161 | 1,143,161  | △1,495,048   | △1,495,048                              | 888,008      | 888,008    |         |

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～15年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

### 2. 繰延資産の処理方法

#### 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務に基づき計上しております。

### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

#### 減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

#### 貸借対照表

前事業年度まで区分掲記していた「未収消費税等」は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度から、流動資産の「その他」に含めて表示することにいたしました。

なお、当事業年度末における「未収消費税等」の金額は4,934千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 6,385千円

(損益計算書に関する注記)

研究開発費の総額 206,386千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び数  
普通株式 2,081,100株
2. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 90,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして必要な資金を、主に増資により調達しております。また、一時的な余資は、短期的な預金等に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規程に従って主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち100.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 887,428          | 887,428 | —       |
| (2) 受取手形   | 9,620            | 9,620   | —       |
| (3) 売掛金    | 7,213            | 7,213   | —       |
| 資産計        | 904,261          | 904,261 | —       |
| (1) 未払金    | 10,669           | 10,669  | —       |
| (2) 未払法人税等 | 6,788            | 6,788   | —       |
| 負債計        | 17,457           | 17,457  | —       |

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

#### (1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内 (千円) |
|--------|-----------|
| 現金及び預金 | 887,428   |
| 受取手形   | 9,620     |
| 売掛金    | 7,213     |
| 合計     | 904,261   |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|          |            |
|----------|------------|
| 退職給付引当金  | 3,357千円    |
| 研究開発費    | 49,243千円   |
| 繰越欠損金    | 519,963千円  |
| その他      | 1,973千円    |
| 繰延税金資産小計 | 574,537千円  |
| 評価性引当額   | △574,537千円 |
| 繰延税金資産合計 | －千円        |

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 426.70円
- 1株当たり当期純損失 238.20円

(注) 当社は、平成24年8月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行

平成25年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年5月1日付で第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行を以下のとおり行っております。

1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

|                              |                                                                              |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 発行価額の総額                  | 1,200,000,000円                                                               |
| (2) 発行価額                     | 額面100円につき金100円                                                               |
| (3) 利率                       | 利息は付さない。                                                                     |
| (4) 償還金額                     | 額面100円につき金100円                                                               |
| (5) 償還期限                     | 平成30年4月27日                                                                   |
| (6) 新株予約権に関する事項              |                                                                              |
| ① 新株予約権の総数                   | 48個                                                                          |
| ② 新株予約権の目的となる株式の種類           | 普通株式                                                                         |
| ③ 新株予約権の目的となる株式の数            | 635,593株                                                                     |
| ④ 行使期間                       | 平成25年5月1日から平成30年4月26日まで                                                      |
| ⑤ 転換価額                       | 1株につき1,888円                                                                  |
| ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額 | 会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 |
| (7) 払込期日（発行日）                | 平成25年5月1日                                                                    |
| (8) 募集の方法及び割当先               | 第三者割当の方法により、全額をウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合に割り当てる。                                |
| (9) 担保・保証の有無                 | なし。                                                                          |
| (10) 資金の用途                   | バイオ後続品のパイプライン拡充のための研究開発資金                                                    |

## 2. 第2回新株予約権

|                                     |                                                                              |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 新株予約権の総数                        | 80個                                                                          |
| (2) 新株予約権の目的となる株式の種類                | 普通株式                                                                         |
| (3) 新株予約権の目的となる株式の数                 | 847,440株                                                                     |
| (4) 新株予約権の発行価額の総額                   | 15,040,000円                                                                  |
| (5) 新株予約権の発行価額                      | 新株予約権1個につき188,000円                                                           |
| (6) 行使期間                            | 平成25年5月1日から平成30年4月27日まで                                                      |
| (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 1,599,966,720円                                                               |
| (8) 行使価額                            | 1株につき1,888円                                                                  |
| (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額      | 会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 |
| (10) 払込期日（発行日）                      | 平成25年5月1日                                                                    |
| (11) 募集の方法及び割当先                     | 第三者割当の方法により、全額をウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合に割り当てる。                                |
| (12) 資金の使途                          | バイオ後続品のパイプライン拡充のための研究開発資金                                                    |

~~~~~

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び本個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月30日

株式会社ジーンテクノサイエンス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	都	甲	孝	一	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋	田	英	明	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年5月1日付で第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

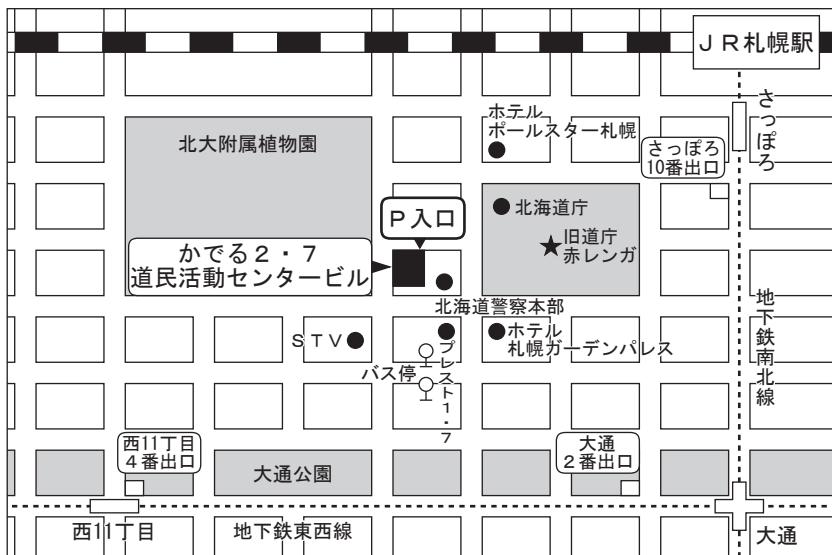
平成25年6月7日

株式会社 ジーンテクノサイエンス	監査役会
常勤監査役 林	昭彦 ㊟
社外監査役 森	正人 ㊟
社外監査役 甚野	章吾 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北二条西七丁目
道民活動センタービル（かでの2・7）7階 710会議室



交通 J R

- 札幌駅…南口徒歩12分

地下鉄

- さっぽろ駅…10番出口徒歩7分

- 大通駅…2番出口徒歩9分

- 西11丁目駅…4番出口徒歩10分

車でお越しの株主様は、地下駐車場をご利用ください。